

佐藤次高著

『中世イスラム国家とアラブ社会——イクター制の研究——』

菟原卓

本書は佐藤次高氏が過去に発表された諸論文に若干の改訂と加筆を施し、さらに今回新しく書き下ろした部分（序章、第二部の第一章、第二章）を加えてまとめられたイクター制およびそれによって規定される国家と社会の研究である。対象とする時代は、王朝でいえばブワイフ朝、アイユーブ朝、マムルーク朝の中期頃まで、地域はイラク、エジプト、シリアを中心とするアラブ世界である。まずは内容をかいつまんで紹介することにしよう。イクター制の起源と歴史を概観した序章に続いて、

第一部 イクター制成立期のイラク社会

（第一章 イクター制の成立）イクター制はブワイフ朝治下四六六年にイラク中部の農耕地帯において初めて施行された。民間の小規模な私有地を軍人に授与して政府の取り分を取得せしめたことはイスラム史上初めてであり、ここにイクター制の新しさがあったという。当時のイクターは俸給のかわりに授与された徴税権であるといわれているが、いくつかの授与には、和約や盟約の締結、安全保障の要求、大アミールへの服従が前提とされている

ものがある。これはイクター授与が国家秩序の形成に重要な役割を果していたことを意味している。イクター制がやがて西アジア社会に一般化してゆく理由の一つはこの点にあると考えられる。大アミールは種々の機会をとらえては、ダイラム人からイクターを没収する一方、トルコ軍人にはイクターを授与していった。このようにイクター保有の面からトルコ軍人の優位が確立してゆく過程を跡付けることができる。またイクター保有を基礎にして、やがて行政権を合わせ持つ軍人が登場してくる。

（第二章 イラク社会の変容）イクター制が施行されると、徴税や勸農の業務はムクター（イクター保有者）によって行われるのがたてまえとされ、以前それらの業務を遂行していた徴税官の権限は著しく縮小された。ムクターの代理人となって農村を管理・支配するようになったのは、ムクターの郎党および以前徴税官や有力者に仕えていた書記たちであった。

ブワイフ朝成立以前のイラクで、農村社会の有力者として私有地を所有していたターニーは、ムクターによる厳しい収奪を受けて、しだいにムクターに隷属していった。さらに財政危機を乗り切るための手段として随時用いられたタスビープ（軍人を地方に派遣し、俸給に見合う現金・現物を取得させること）の措置は、ますます軍人による地方支配を助長した。軍人は商業をも保護下に入れ、地方に独自の支配権を確立していったのである。

王朝中期以降、地方における秩序の維持者として公的な保護権（ヒマヤー）を持つワリーが任命されるようになると、私的ヒマヤーの権益を獲得していたムクターとワリーの利害は対立し、両者の紛争がしばしば持ちあがった。

第二部 エジプト・シリアのイクター制

(第一章 アイユープ朝のイクター制) 一六九九年イクター制を施行することによって、サラディンはエジプトに新体制を作りあげることに成功した。シリアにおいても、アイユープ朝の主権が確立してゆくにつれ、イクター授与は拡大していった。しかしシリアの各地には、ムクターより独立的権限の強いサーヒブが存在していた。エジプトの場合にはサーヒブは存在せず、通常はムクターがそれぞれの地域の管理と支配を行うのが慣例だった。

アイユープ朝のイクター制に顕著な特徴の一つは、スルターンに特定の地域を指定して要求することがしばしばあり、またその結果として、イクター保有をめぐる紛争が発生したことである。このような紛争や要求の多くはサラディンの治世に集中しているが、軍事力に見合うイクターを授与するために、サラーフ検地が実施された。

ムクターがスルターンに対して果すべき第一の義務は軍事奉仕である。その他には建設事業を分担して請負う義務、水利機構を管理・維持する責任等があった。一方ムクターの最も重要な権利は租税の取り分権である。イクター保有期間については、エジプトでは世襲の慣行はなかったが、シリアでは世襲の事例は少なくない。イクター経営に関しては、アイユープ朝時代のムクターも代理人を派遣して経営に当らせた。大ムクターの場合、水利事業に意欲的に取りくみ、また蓄えた収入を公共事業にふりむけた事例が知られる。

(第二章 バイバルスのイクター政策) 本章では初期マムルーク朝国家のイクター制の意義と役割が検討される。

バイバルス時代を中心にアミールへのイクター授与の事例を見ると、(一)シリアの事例数がエジプトの場合の約二倍である。これはシリアの流動的で活発な政治情勢が原因と考えられる。(二)この時代においてもまだスルターンに特定の地域を要求している例がかなりある。この他にバイバルスは、シリアで多数のアミールに恩恵的に私有地を授与しているが、これは国家体制を整えてゆく過程での特別な措置であったとみられる。

アミールによるイクター経営と農民支配のための中枢機関として機能していたのが、ディーワーン・アル・アミールである。このディーワーンのスタッフは租税の徴収ばかりでなく、農民に種子農料を貸与し、水利機構を管理・維持する責任を負っていた。アミールの多くは大都市に住んでいたが、この時代にはまだ自らのイクターとかなり密接な関係を保っていた。

アミール以外のイクター保有をみれば、スルターン直属のマムルークのイクターは、シリアに集中していた。エジプトのマムルークはその多くが俸給を支給されていたものと推定される。これに対してハルカ騎士(自由身分の騎士)は、数ばかりでなくイクター保有の点でもマムルークをしのいでいた。またウルバーン(半農半牧または遊牧のアラブ)に対してもイクターが授与されたが、その本来の目的はスルターンとウルバーンとの間の信頼関係を維持するためのものであったと思われる。その他にバイバルスはワーフィディヤー(エジプトへ来住したホラズム人、クルド人、モンゴル人など)をおおむね厚遇し、イクターを授与した。

(第三章 イクター制の展開) バイバルス時代にはマムルーク以外の勢力が依然としてかなりの数のイクターを保持していた。

しかし十三世紀末頃までにはマムルーク軍団の勢力がしだいに抬頭し、スルターンがマムルークを無視して自らの政權を維持することはできない状況が生まれつつあった。しかもマムルーク朝國家の領土は固定化し、イクターのための新たな補充地を確保しにくくなっていた。この問題を解決するために実施されたのがフサーム検地とナーシール検地である。

フサーム検地実施の直接の原因は、当時アミールたちがハルカ騎士の權利を保護する名目で、彼らのイクター収入を横領していたことにあり、検地は両者間の保護關係を廢止することを第一の目的としていた。しかしこれ以外に、政府にはスルターン權力の基礎をマムルーク軍人によって固めるという目的もあった。スルターンはマムルークを中心とする新しい國家秩序を確立しようとしていたのである。そのためには農村を調査し、税収入を確定してイクターの再分配を行う必要があった。検地の結果、ハルカ騎士に対するアミールの保護權は廢止された。しかしイクター授与においては、ハルカ騎士のイクター収入は大巾に減少させられ、スルターンのマムルークの収入がそれを上回った。結局、アミールやハルカ騎士は政府に対する不信の念をつのらせ、スルターンは殺害されて、検地は失敗に終る。

この後を受けて実施されたナーシール検地は、より徹底した改革を國家と社會にもたらした。前の場合と同様に、政府はスルターン權力の基礎を直屬のマムルーク軍団へと変えようとしていた。マムルークを中心とする支配体制を整えるためには、イクター數の増大とイクター授与の機能化が必要であり、しかもイクター収入は確實に取得されることが要請された。そのためには、それま

でイクターに係ってきた複雑な權力關係を整理し、取り分の徴収權をすべて一人のムクターに帰属させることが必要だった。つまりナーシール検地施行の原則はイクター支配の一元化であった。もちろん検地後スルターンのマムルークの収入は大巾に増大した。一方ハルカ騎士のイクターはさらに低い収入におさえられ、彼らはしだいに没落してゆく。マムルーク出身のアミールは、イクター保有によって取得した富を都市へ集中することによって、都市の經濟的實權をもその手中に収めていった。「マムルーク体制」はここにおいてはじめて真に成立したといえよう。

第三部 イクター制下のエジプト社會

（第一章 イスラム社會史への視点）本章は十三世紀半ばの地方社會調査記録『ファイユームの歴史』を手掛りに、イスラム社會を研究する上での基本的な事柄を考察する。

イスラム社會を分析するには、農村社會だけではなく、他に都市と商業、さらには定住社會と遊牧民との關係が問題とされなければならぬ。たとえば遊牧民の問題であるが、完全に定着せず半農半牧の生活を続けた者は、ウルバーンと呼ばれ、社會と國家にとつて大きな影響を与える存在であった。

むら社會の主要な階層は、ファッラーフーンあるいはムゼーリウンと呼ばれる耕作民であった。それ以外に村落内には、村長、耕地の管理者、見回り役、大工、説教師、物語師などがいた。農村と都市の關係をみれば、町は權力者や資産家による農村支配の拠点である。また町は經濟的・社會的に「交通」の中心地であり、周辺農村の市場、教育・知的活動のセンターの役割を果たしていた。総じてむらと町は有機的に結びついたひとつの統合体であったと

いえる。

イクター制との関連でみれば、むらの大半はイクターとしてアミールやマムルークに授与されていた。マムルークは異民族出身の支配者であったから、その支配権を保持するためには、民衆の社会生活と密接なつながりを持つウラマーの支持を得ることが必要だった。

(第二章 十二～十四世紀のエジプト農村社会と農民) 本章は従来の研究に欠落していた農村社会や農民生活についての具体的なイメージを求める試みである。

当時のむらの状態は、決して静的なものではなく、激しい発展と衰退を繰り返していた。その社会構成は、村長、富農、小土地保有農、農業労働者等の農業に従事するむら人と、耕作監督者、見回り役、大工、説教師、礼拝呼び掛け人、物語師、コプト僧、獣追い等の非農民からなっていた。

小土地保有農の農業生産をみれば、彼らはムクターに対して一年毎に耕作を請負い、一定の租税を支払うという契約を結んで、農業経営を行っていた。播種期が来ても種子を持たない農民に対しては、種子農料を支給するのが毎年のならわしであった。農具についても、耕作農民の中には、それを所有しない者があった。経営は家族労働力を基本にしたものであったと推定されるが、貧農の場合、臨時の農業労働者としても働かねばならなかったろう。この時代のエジプト農業における顕著な現象は、砂糖きび栽培が下エジプトから上エジプトへ大規模な形で拡大していったことである。砂糖きびは政府の農場で栽培されることが多かったが、これらの農場では、小土地保有農民や四分の一分益農(ムラービウ

ーン)がその栽培にあたった。

水利については、各むらの水の持ち分は慣行によって定められていた。したがって水を配分・利用するためには、幾つかのむらが共同組織をつくらなければならないかった。村落内における水の利用の仕方、おそらくむらの共同体的な慣行として定められていたであろう。ジスル(灌漑土手)を管理・維持することは必要不可欠な事柄であるが、ジスルは政府管理のものむら管理のものに区分されていた。スルターンやムクターは農村支配を維持するために、水利事業を行うことが必要であった。しかし当時の農民は、水利機構の管理・維持をすべてスルターンやムクターに頼っていたのではなかった。むらの農民たちは共同体的慣行にもとづいて、自ら生産と生活のための秩序を形成していたのである。

(第三章 マクリーズイーのエジプト社会論) 十四世紀後半から十五世紀初頭は、繁栄していたマムルーク朝が急速に衰えてゆく時代であった。そのような背景の中で著されたマクリーズイーの『エジプト社会救済の書』は、災禍の実態と原因の検討、災禍の社会への影響、災禍をとりぞく対策を述べている。マクリーズイーは、「エジプト社会の危機」を論理的に観察することによって、マムルーク体制の矛盾を具体的な形で批判することができた。

(付論 アミール・キトブガーへの覚え書) 一二八一年スルターン・カラウーンがシリア遠征の際、エジプトに残る副スルターンに、帝国統治の方針を指示した覚え書を翻訳し、註釈と検討を加えたもの。覚え書は、ワーリーの任務、ムクターのタイプなどについて、幾つかの新しい知見を与えてくれる。

以上、内容紹介がやや長く感じたが、本書を讀了してまず感じられることの第一は、各章のテーマすべてに關して、事実即ち具体的な分析と考察がなされていることであろう。そのような実証性の高さは、むしろ史料の精査によって支えられるものであるが、この点についても、その徹底ぶりにはまことに敬服に値する。本書に用いられた史料はアラビア語の刊本と写本、ペルシア語の刊本であり、巻末のビブリオグラフィに挙げられているが、きわめて多数のそれらを網羅的に検討してゆこうとする姿勢には一種の迫力が感じられるほどである。また中東やヨーロッパの各地の図書館で収集された写本(三五点)を積極的に利用しているのも本書の特徴であり魅力であるといえよう。このような研究態度の結果として、本書には、従来の研究を十分にふまえた上で、隨所に新たな知見が盛り込まれているのである。

研究の視点についてみれば、イクター制を単なる土地制度あるいは徵稅システムの問題とは考えず、常にイクター制という政治・經濟体制が規定する国家と社会の在り様を問題にしているのも本書の秀れた点である。しかも中世イスラム世界を対象とする研究の場合、史料的な制約もあって、どうしても視点は国家に片寄りがちなものであるが、本書では社会にも重点が置かれている点が大きな特長といえる。とりわけ農業生産の方法や農民生活の様子を生き生きとした具体的な形で叙述した第三章第二章の農村社会研究は、文字通り地に足のついた研究であり、その学的価値は高い。

マクロな観点からいえば、イラク地域とエジプト・シリア地域の両方にまたがった研究である点も評価されよう。双方の地域を

扱うことによつて、中世アラブ・イスラム世界の主要部を、イクター制を通じて、より有機的な連関のうちに全体的に捉えることができるからである。むしろイクター制研究というのであれば、セルジュク朝以後の西アジアのイクター制や、イラクとエジプトのイクター制の仲立ちとなったザンギー朝の場合も忘れてはならないが、今後それらの時代や地域についての研究が進められていく上においても、本書はきわめて有用であろう。

技術的なことに関しては、中世イスラム世界の社会・經濟史を研究してゆく上で、当時の行政用語や慣用語の解釈は難しく、しばしば大きな困難を伴うものである。辭書類以外に史料中の用例を地道に検討しないかぎり正しい解釈はおぼつかない。その点本書中に盛り込まれているそれらの用語の解釈は、実証的態度に裏打ちされたものだけに、信頼性も高いといえるだろう。また重要語句に限られているが、巻末の用語解説も親切である。

ところで、すでに述べたように、著者による史料の精査には目を見張るものがあるが、それだけにかえて我々は、中世イスラム世界の歴史研究における史料の制約の問題に気付かせられることにもなる。それはたとえば本書においても、中小のムクターのイクターとの直接のかかわりあいについては、いまひとつわからない点に端的にあらわれている。アイユーブ朝において、イクター経営の実態が詳細に判明している具体例として挙げられているのは、ファイユーム地方を「完全なイクター」として授与されたアミール・ファフル・アッディーンの場合であるが、これはきわめて大きなムクターである。マムルーク朝時代のイクター経営の方法に関する記述もアミールすなわち大ムクターの場合である。中

下級のマムルーク軍人のイクターとのかかわりあいがわからなく
ては、「マムルーク体制」を充分に理解したとはいえないのはい
うまでもないであろう。

またマムルーク朝初期には依然としてかなりの勢力を保ち、イ
クター保有の点でもマムルークをしのいでいたハルカ騎士のイク
ター保有やイクター経営の実態についてもあまり言及がない。し
たがってハルカ騎士がなぜアミールのヒマヤー（保護）の下には
いっていったのかということもはっきりしない。この点について
は、そもそもヒマヤーそのものについての究明が不足していると
思われる。

以上は結局のところ、社会の相対的に下級のレベルに関する史
料上の情報不足によるところが大きい。これについては、むろん
著者も認識しておられるところで、たとえばイラクの農村社会の
変容を全体として把握するためには、ターニーなどの村落上層農
民の動向ばかりでなく、「耕作農民であるムザリウーンやアカ
ラについても検討しなければならないが、これについては、史料
の発掘も含めて今後の研究課題」であるとされている。ここでい
われている史料の発掘がどのようなものを意図されていることかは
わからないが、はしがきにおいて著者が述べられるように、中東
地域やヨーロッパの図書館には未刊行の写本はまだ数多く残され
ており、写本にもとづく歴史研究の進展に伴って、社会や経済に
関する情報も増えてゆくであろう。

しかし一方では、著述史料による情報の限界ということも今後
は考えてゆかなければなるまい。ここでも我々は中世アラブ・イ
スラム世界の歴史研究における古文書史料の不足という現実を直

面しなければならぬが、それでもそれらの史料がまったく存在
しないわけではない。たとえば『エジプトの財政制度一六九一
一三四一年』においてラビーは、A・カイロ・ゲニザ文書、B・
オーストリア国立図書館蔵の文書(The Vienna papers)・C・ワ
クフ文書を利用してゐる。もちろんこれらの古文書類にしても、
それぞれの史料の性格に一長一短があるし、もたらず情報にも限
界があつて、安易に過大な期待を寄せることはできない。またA
とBはいわゆる公文書として保存されていたものではないので、
調査に非常な労力を要するであろうし、利用に際しても大きな技
術的困難を伴うであろう。しかし我が国においても、そろそろこ
うした史料への積極的な取り組みの時期が来つつあることはまち
がいない。

さて評者は本書の扱う時代を専門とする者ではないので、読書
中に幾つかの素朴な疑問を感じることもあつたが、ここですこし
ばかりそれを表明しても許されるであろう。六五―六六頁に、ブ
ワイフ朝の成立以前、ターニーと共に村の有力者であつたディフ
カーンは、イクター制下のイラク社会についてみると、まったく
といってよいほど史料にあらわれないとあるが、これはなぜであ
ろうか。単に史料上に見出せなくなるとしてかたづけたくない問
題ではある。またフサーム検地についてであるが、この検地を施
行する直接の原因は、ヒマヤーを廃止してハルカ騎士を救済する
ことにあつたが、結果は正にその逆であつたとのことである。こ
れも、検地の所期の目的が一応ハルカ騎士の経済的救済にもあつ
たとすれば、結果がそれをあれほど露骨に裏切つてもよいもので
あろうかという気がする。

最後に、六六頁に二ヶ所ある「彼らの保護下においた (sheltered)」および「保護する (shelter)」は、動詞Ⅲ型の三人称男性複数完了の変化ならば、hamaw と母音をふるべきではないだろうか。

(A5版 五四三頁 一九八六年九月 山川出版社
八五〇〇円)

(東海大学助教授